

5-1 申告・課税状況

(1) 申告・課税状況

区分		申告状況				課税状況			
		相続人の数		金額		相続人の数		金額	
		外	人	外	千円	外	人	外	千円
取得財産価額			-		-		-		-
相続時精算課税適用財産価額			8,806		389,673,699		7,495		345,341,077
債務控除額			317		6,281,208		292		5,975,900
暦年課税分贈与財産価額			5,173		29,030,292		4,348		22,346,046
課税価格			1,116		3,965,330		1,022		3,649,018
算出税額			8,844		370,889,945		7,544		332,619,949
相続税額	2割加算額		7,977		44,494,162		7,507		43,199,625
	計	実	1,042		802,754		1,032		801,860
			7,977		45,296,916	実	7,507		44,001,486
税額控除	暦年課税分贈与税		226		180,139		214		171,835
	配偶者		1,256		10,906,875		1,002		9,762,375
	未成年者		91		26,978		46		13,971
	障害者		318		434,297		188		329,498
	相次相続		284		735,436		221		316,567
	外国税額		-		-		-		-
	計	実	2,077		12,283,724	実	1,601		10,594,246
差引税額							6,492		33,407,240
相続時精算課税分贈与税額控除額							68		227,663
医療法人持分税額控除額							-		-
小計							6,479		33,179,577
農地等納税猶予税額							10		118,125
株式等納税猶予税額							-		-
特例株式等納税猶予額							31		2,196,296
山林納税猶予税額							-		-
医療法人持分納税猶予税額							-		-
美術品納税猶予税額							-		-
事業用資産猶予税額							-		-
申告納税額	納付税額						6,470		30,920,037
	還付税額						25		54,881
災害減免法第4条による免除税額							-		-
遺産に係る基礎控除額			3,523		167,004,000		2,861		134,580,000

調査対象等： 「申告状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。  
「課税状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。  
3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	申 告 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
平成 28 年分	人 7,959	千円 326,775,204	千円 36,788,586	千円 10,462,952	人 3,106
平成 29 年分	8,358	342,138,380	37,793,150	9,365,323	3,310
平成 30 年分	8,839	354,197,417	38,899,498	9,767,208	3,486
令和 元年分	8,551	344,246,769	37,445,380	9,027,932	3,429
令和 2 年分	8,844	370,889,945	45,296,916	12,283,724	3,523

区 分	課 税 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
平成 28 年分	人 6,828	千円 293,277,768	千円 35,698,947	千円 9,261,347	人 2,532
平成 29 年分	7,089	303,571,163	36,541,967	7,980,275	2,651
平成 30 年分	7,515	315,859,988	37,694,758	8,282,851	2,817
令和 元年分	7,252	306,935,261	36,316,105	7,739,677	2,775
令和 2 年分	7,544	332,619,949	44,001,486	10,594,246	2,861

区 分	納 付 税 額		還 付 税 額	
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額
平成 28 年分	人 5,835	千円 25,674,818	人 27	千円 42,791
平成 29 年分	6,089	27,950,909	33	61,721
平成 30 年分	6,487	27,055,715	33	37,725
令和 元年分	6,252	27,392,314	25	121,080
令和 2 年分	6,470	30,920,037	25	54,881

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	申告状況			課税状況			納付税額		還付税額	
	課税価格		被相続人の数	課税価格		被相続人の数	相続人の数	金額	相続人の数	金額
	相続人の数	金額		相続人の数	金額					
人	千円	人	人	千円	人	人	千円	人	千円	
熊本西	1,269	59,979,633	504	1,084	53,807,155	404	940	5,961,901	1	127
熊本東	570	24,104,188	228	489	21,908,735	184	414	1,859,830	2	4,558
八代	326	12,316,926	136	252	10,522,683	102	220	658,214	1	251
人吉	78	4,003,334	30	75	3,928,719	28	68	542,052	-	-
玉名	191	7,043,176	78	167	6,420,159	67	146	394,279	-	-
天草	142	6,244,352	59	121	5,775,984	49	106	644,617	1	760
山鹿	62	3,012,136	26	54	2,803,155	23	48	273,355	-	-
菊池	220	7,734,562	88	178	6,657,931	68	158	410,242	1	587
宇土	114	3,912,274	44	110	3,626,183	41	88	236,577	-	-
阿蘇	47	1,712,052	18	46	1,618,341	17	32	138,636	-	-
熊本県計	3,019	130,062,633	1,211	2,576	117,069,045	983	2,220	11,119,702	6	6,284
大分	916	36,034,589	364	762	31,943,654	292	637	2,695,964	1	2,593
別府	334	13,390,671	134	300	12,364,237	115	260	1,203,286	-	-
津久	122	4,883,074	46	102	4,364,756	39	92	295,318	-	-
田原	164	5,542,137	63	135	4,730,124	49	110	365,613	1	493
佐伯	127	5,616,636	50	119	5,387,312	45	97	217,969	2	4,675
臼杵	90	4,611,710	35	78	4,260,348	29	70	439,110	-	-
竹田	31	1,286,868	14	27	1,189,067	12	25	68,837	-	-
宇佐	103	4,421,939	46	94	4,045,877	40	77	250,753	-	-
三好	49	2,050,938	19	45	1,932,496	17	38	190,096	-	-
大分県計	1,936	77,838,562	771	1,662	70,217,871	638	1,406	5,726,946	4	7,761
宮崎	688	35,815,870	277	583	32,288,975	219	493	4,715,920	5	17,551
都城	249	9,313,450	90	225	8,457,181	77	195	638,109	1	1,064
延岡	265	11,867,218	106	237	10,485,203	88	203	936,579	4	17,432
日南	56	2,798,274	28	47	2,396,149	22	46	259,185	-	-
小林	83	3,950,213	35	74	3,801,149	31	64	425,578	2	636
高鍋	82	3,220,594	35	72	2,734,303	28	65	246,250	-	-
宮崎県計	1,423	66,965,619	571	1,238	60,162,960	465	1,066	7,221,621	12	36,683
鹿児島	1,286	50,132,888	521	1,023	43,856,593	398	881	3,519,784	1	531
川内	128	5,810,031	52	108	5,181,178	40	92	201,896	-	-
鹿屋	189	7,225,169	75	173	6,650,821	65	154	436,909	-	-
大島	87	2,994,258	27	72	2,428,216	20	65	208,533	-	-
出水	76	3,615,801	32	69	3,305,145	27	62	297,841	-	-
指宿	58	1,943,678	23	54	1,826,561	20	46	114,499	-	-
種子島	9	204,554	4	9	204,554	4	8	1,871	-	-
知覧	115	4,804,862	47	96	3,925,549	39	82	385,704	1	1,674
伊集院	107	3,497,209	39	93	3,144,400	33	77	189,185	-	-
加治木	344	12,336,159	124	311	11,456,028	107	259	992,963	1	1,949
大隅	67	3,458,522	26	60	3,191,028	22	52	502,585	-	-
鹿児島県計	2,466	96,023,131	970	2,068	85,170,073	775	1,778	6,851,769	3	4,153
総計	8,844	370,889,945	3,523	7,544	332,619,949	2,861	6,470	30,920,037	25	54,881

(注) この表は、「(1)申告・課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 課税状況における申告又は処理の別

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	7,546	332,180,351	6,482	30,664,000	2,861
	修正申告による増差額	90	743,749	124	319,862	56
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	61	304,151	83	63,824	37
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 7,544	332,619,949	実 6,470	30,920,037	実 2,861
過 年 分	申 告 額	391	14,637,080	347	1,196,331	166
	修正申告による増差額	535	5,232,862	692	926,771	305
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	160	1,513,840	223	433,790	114
	決 定 額	2	933,679	2	147,401	2
	計	実 1,083	19,289,781	実 1,251	1,836,714	実 516
合 計	申 告 額	7,937	346,817,431	6,829	31,860,331	3,027
	修正申告による増差額	625	5,976,611	816	1,246,633	361
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	221	1,817,991	306	497,614	151
	決 定 額	2	933,679	2	147,401	2
	計	実 8,627	351,909,730	実 7,721	32,756,751	実 3,377

調査対象等： 「本年分」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年11月1日から令和3年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成30年以前に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年7月1日から令和3年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 33	千円 5,075	人 -	千円 -
過 年 分	421	68,781	142	42,702	20	24,782
合 計	421	68,781	175	47,776	20	24,782

調査対象等： 「(4) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

## 5-2 課税価格階級別

### (1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	申告状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
			千円	千円		
5千万円以下	635	25,794,895	638,313	176,530	172,655	1,498
5千万円超	1,847	129,990,123	2,525,201	1,632,230	3,794,885	5,275
1億円 "	753	100,856,642	1,920,190	939,915	7,343,588	2,501
2億円 "	165	39,412,948	194,935	436,698	5,166,796	510
3億円 "	80	30,441,147	461,863	337,401	4,654,136	278
5億円 "	21	12,375,073	417,337	220,031	2,853,050	62
7億円 "	11	9,448,771	93,291	146,050	2,205,564	46
10億円 "	7	9,234,122	6,021	6,069	1,094,875	37
20億円 "	2	5,865,288	-	62,800	1,531,126	8
30億円 "	2	7,306,567	-	-	1,847,323	4
50億円 "	-	-	-	-	-	-
70億円 "	-	-	-	-	-	-
100億円 "	-	-	-	-	-	-
合計	3,523	370,725,576	6,257,151	3,957,724	30,664,000	10,219

課税価格階級	課税状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
			千円	千円		
5千万円以下	297	13,238,258	440,616	72,673	172,655	535
5千万円超	1,583	111,926,106	2,417,590	1,431,130	3,794,885	4,371
1億円 "	694	93,288,085	1,920,190	928,560	7,343,588	2,279
2億円 "	165	39,412,948	194,935	436,698	5,166,796	510
3億円 "	79	30,085,133	461,863	337,401	4,654,136	273
5億円 "	21	12,375,073	417,337	220,031	2,853,050	62
7億円 "	11	9,448,771	93,291	146,050	2,205,564	46
10億円 "	7	9,234,122	6,021	6,069	1,094,875	37
20億円 "	2	5,865,288	-	62,800	1,531,126	8
30億円 "	2	7,306,567	-	-	1,847,323	4
50億円 "	-	-	-	-	-	-
70億円 "	-	-	-	-	-	-
100億円 "	-	-	-	-	-	-
合計	2,861	332,180,351	5,951,843	3,641,413	30,664,000	8,125

調査対象等： 「申告状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。  
「課税状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「5-1 申告・課税状況」と「5-2 課税価格階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階級	申告状況											
	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下	7	143	235	185	48	10	3	1	1	-	-	2
5千万円超	6	213	495	674	337	73	24	13	7	4	1	-
1億円 "	1	66	159	262	169	42	16	11	9	6	4	8
2億円 "	1	13	42	53	38	12	3	2	-	-	1	-
3億円 "	-	2	15	22	30	8	2	-	1	-	-	-
5億円 "	-	1	4	11	5	-	-	-	-	-	-	-
7億円 "	-	-	1	6	1	1	-	1	-	-	1	-
10億円 "	-	-	-	1	3	2	-	-	-	-	-	1
20億円 "	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
30億円 "	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	15	438	953	1,214	633	148	48	28	18	10	7	11

課税価格階級	課税状況											
	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下	4	108	138	43	2	-	1	-	1	-	-	-
5千万円超	6	198	456	572	266	55	15	8	4	2	1	-
1億円 "	1	63	152	239	151	42	14	10	5	6	4	7
2億円 "	1	13	42	53	38	12	3	2	-	-	1	-
3億円 "	-	2	15	22	30	7	2	-	1	-	-	-
5億円 "	-	1	4	11	5	-	-	-	-	-	-	-
7億円 "	-	-	1	6	1	1	-	1	-	-	1	-
10億円 "	-	-	-	1	3	2	-	-	-	-	-	1
20億円 "	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
30億円 "	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	12	385	810	947	498	119	35	21	11	8	7	8

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		申告状況		課税状況			
		被相続人の数	取得財産価額	被相続人の数	取得財産価額		
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	人	千円	人	千円		
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	881	4,734,724	757	4,150,206		
	宅地（借地権を含む。）	1,041	7,475,208	900	6,789,528		
	内配偶者居住権に基づく敷地利用権	3,134	90,467,207	2,525	77,874,080		
	山林	23	85,244	20	73,724		
	その他の土地	1,041	914,807	886	796,561		
	計	946	8,027,001	807	7,447,937		
家屋、構築物	実	3,206	111,618,946	実	2,584	97,058,312	
内配偶者居住権	内	3,019	26,578,245	内	2,430	21,380,887	
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	内	26	84,864	内	21	76,314
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	286	967,207	238	818,536		
	売掛金	49	194,742	37	164,505		
	その他の財産	86	326,506	62	281,898		
	計	206	979,737	171	834,165		
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	実	431	2,468,192	実	356	2,099,103
	同上以外の株式及び出資	438	21,268,824	383	20,401,953		
	公債及び社債	1,448	14,790,928	1,216	13,711,348		
	投資・貸付信託受益証券	250	3,778,826	217	3,574,323		
	計	701	13,382,378	590	11,933,363		
現金、預貯金等	実	1,947	53,220,956	実	1,626	49,620,987	
家庭用財産		3,511	142,897,566		2,855	128,379,865	
その他の財産	生命保険金等		2,060	963,646		1,683	757,672
	退職手当金等		982	19,064,651		846	16,440,871
	立木		172	4,867,965		125	4,209,867
	その他		259	359,826		236	343,809
	計	実	2,783	27,495,422	実	2,301	24,585,398
合 計	実	2,973	51,787,865	実	2,459	45,579,945	
相続時精算課税適用財産価額		3,525	389,535,418	実	2,860	344,876,769	
債務等	債 務		242	6,257,151		218	5,951,843
	葬 式 費 用		3,069	24,042,070		2,545	18,201,144
	計	実	3,431	4,982,647	実	2,808	4,088,530
差引純資産価額		3,478	29,024,717	実	2,834	22,289,674	
暦年課税分贈与財産価額		3,523	366,767,852		2,861	328,538,938	
課税価格		650	3,957,724		589	3,641,413	
		3,523	370,725,576		2,861	332,180,351	

調査対象等： 「申告状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 1 「5-1 申告・課税状況」と「5-3 相続財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

2 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。